

避難確保計画作成のしかた

- 避難確保計画ひな形をお手元に準備してご覧ください

水防法により、
**避難確保計画作成、避難訓練の実施及び
訓練結果の報告**が義務付けられています。

※浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

目的

- 災害時に利用者の確実な避難の確保を図る
- 訓練により、災害時の円滑な避難行動を促す
- 訓練結果を振り返り、計画に反映し、実効性あるものとする

様式1：施設の情報、事前休業判断について

様式5：資機材や食料等の把握、防災教育や訓練の実施時期について
上記については、各施設の状況をご記入ください。

また、様式7～12は提出の必要はありませんので、施設にて保管してください。

様式2 防災体制

- ここでは、災害時における避難行動の、「初動」「判断時期」「施設職員の活動内容」について作成します。
- あらかじめ記入例として記載してあるものを参考に、施設で「いつ」「だれが」「何をするか」を記入しましょう。

- 任意の様式なので細かく情報を追加しましょう。
施設が置かれる状況を想定して必要な情報を記載することを心掛けてください。

体制確立の判断時期

- 気象庁が発表する情報
防災気象情報（洪水注意報や大雨注意報など）
- 国土交通省と気象庁が発表する情報
指定河川洪水予報（氾濫注意情報等）
※洪水予報は河川の水位に基づく情報で、越辺川・高麗川の基準は「**坂戸市防災マップ**」のp15下段で確認できます。
- 坂戸市が発表する情報
避難情報（高齢者等避難や避難指示など）

活動内容

- 上記のような情報が発表されたとき、どのような体制を取るのか、どの班またはチームが、何をするのかを記入してください。

様式3 情報収集・伝達

- 災害対応において情報収集は非常に重要です。様式2で決めた判断材料となる気象防災情報などの発表状況をいち早くキャッチしましょう。主な収集方法は以下のとおりです。

・ 坂戸市防災アプリ

気象警報や洪水予報をはじめ、避難情報の発令、避難所開設情報等について配信します。スマートフォンにて無料でダウンロードできます。

・ さかろんメール

無料の登録制メールサービスで、坂戸市防災アプリと同様の情報が配信されます。

・ 坂戸市気象観測・河川監視システム

水位計、河川監視カメラ、雨量計、風向風速計、温湿度計の情報を掲載しています。本市ホームページや坂戸市防災アプリから確認できます。

・ 国土交通省 川の防災情報

全国の河川の水位や雨量等の情報が掲載されています。洪水予報についても発表状況が確認できます。

※**坂戸市防災マップp4 3**に、その他の収集ツールやQRコード等を掲載していますのでご確認ください。

※施設の連絡先は**災害時でも通じるもの**をご記入ください。

様式4 避難誘導

- ここでは、避難が必要と判断した場合に施設利用者をどこへ、どんな手段で、どのルートを通して避難させるかを記入します。
- 市が指定する避難場所や指定避難所では施設利用者全員を受け入れることが困難な場合がありますので、利用者家族への引き渡しや関連施設等への避難、施設で垂直避難するなど対策を検討しましょう。

・ 立ち退き避難

浸水想定区域外の安全な場所への避難です。関連施設への避難や近隣の安全な場所への避難について記入してください。

・ 屋内安全確保（垂直避難）

施設の2階以上に避難する方法です。

浸水想定が施設の2階以上に及ばないことや**建物が堅牢であること**、また、**すべての避難者を収容できること**を確認してください。

・ 利用者の引き渡し

「施設での引き渡し」「その他の場所での引き渡し」「利用者自宅へ送り届ける」ことが想定されます。「その他の場所での引き渡し」については、使用する場所の管理者等にご相談下さい。

- 垂直避難のみの場合は避難経路図の提出は不要です。

様式6 自衛水防組織

- 自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。

● 自衛水防組織設置の努力義務

施設において設置する場合は、ひな形の「様式6」をご提出下さい。

設置しない場合は提出不要です。

● 活動要領の作成

自衛水防組織を設置する場合に必要なとなりますが、ひな形の別添に要領（参考）が含まれていますので、そちらをご提出いただいても問題ありません。

また、別表の防災体制の役割分担についても、「だれが」「何をするか」を決めておくことも必要です。

- 施設で作成している、危機管理マニュアルや消防計画・非常災害対策計画等の班構成を利用して設置することも可能です。


その他の事項

- ひな形は任意様式なので、施設の状況に応じて修正可能です。
- 既存の危機管理マニュアルや消防計画・非常災害対策計画等に不足する情報を補完し提出することで、避難確保計画の作成に代えることができます。
- 一つの建物（敷地）に複数の施設が該当する場合
合同で作成することや複数施設を一体として、所有者・管理者が計画作成しても問題ありません。ただし、**施設職員の役割や活動体制が混同しないよう注意**してください。
- 市ホームページの確認方法
インターネットで「**坂戸市 避難確保計画**」と検索してください。
計画ひな形や対象施設・計画提出先をはじめ、計画作成を支援するための情報を掲載しています。

提出物

1. 避難確保計画作成（変更）報告書
2. 避難確保計画の写し 2部

提出方法：メール、郵送または窓口持参

提出先：対象施設及び計画・訓練結果提出先一覧を参照（市ホームページ）



計画作成等についてご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。
ご協力よろしく願いいたします。